

添付図書

添 付 書 類	申請時	着手時	竣工時
公共下水道施設築造工事事前協議書	○		
公共下水道施設工事等承認申請書	○		
公共下水道施設築造工事着手届		○	
公共下水道施設築造工事竣工届			○
公共下水道施設引継ぎ書			○
位置図	○	○	○
平面図	○		○（出来高）
縦断図	○		○（出来高）
構造図			
写真	○ （状況）		○ （出来高）
道路掘削、占用許可書の写し		○	
登記謄本写し（必要に応じて）	○		
本工事に係る見積書			○

※特殊部材、機器を使用する場合は、仕様書の添付。

※竣工時提出書類については、データ（CD-ROM）の提出。

※上記以外に上下水道から求められた書類の提出。

（施工上の注意）

工事施工に際し、事前に地下埋設物及び王寺町の関係機関と協議を行うこと。
児童通学路及び給食配送車については、

王寺町教育委員会（学校教育課）72-1031

ごみ収集車については、王寺町住民課 73-2518

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

住 所
申請者 氏 名 印
T E L

公共下水道施設築造工事事前協議書

今般、下記のとおり下水道法第 1 6 条に基づく工事等を行いたいので、王寺町公共下水道管理者以外の者の行う工事に関する基準第 2 条の規定により協議します。

記

1 工事施工場所 王寺町 丁目 番地

2 工事施工業者

3 工事着手予定 年 月 日

4 工事竣工予定 年 月 日

様式第 2 号（第 3 条関係）

受付日	年 月 日
-----	-------

公共下水道施設工事等承認申請書					
年 月 日					
王寺町長 殿		住所			
		申請者 氏 名		印	
		T E L			
公共下水道の施設に関する工事等を行うことについて、承認を受けたいので、次のとおり申請します。					
工事等の場所					
目的又は理由					
施設の内容					
排水面積	m ²	排水戸数	戸	排水人口	人
施工予定年月日	年 月 日から約 か月				
添付図面					
備 考					

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

住 所

申請者 氏 名 印

T E L

公共下水道施設築造工事着手届

年 月 日付け王上下水第 号の承認に基づき、下記のとおり公共下水道施設築造工事に着手しますので届け出ます。

記

1 工事施工場所 王寺町 丁目 番地

2 工事施工業者

3 工事着手年月日 年 月 日

4 工事竣工予定日 年 月 日

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

住 所

申請者 氏 名 印

T E L

公共下水道施設築造工事竣工届

年 月 日付け王上下水第 号で承認を受けた公共下水道
施設築造工事は、下記のとおり竣工しましたので届け出ます。

記

1 承認番号 王上下水 第 号

2 承認年月日 年 月 日

3 竣工年月日 年 月 日

4 施工区域 王寺町 丁目 番地

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

王寺町長 殿

住 所

申請者 氏 名 印

T E L

公共下水道施設引継ぎ書

年 月 日付け王上下水第 号で承認を受けた公共下水道
施設築造工事が完了しましたので、下記のとおり関係図面を添えて提出します。

記

1 検 査 日 年 月 日

2 接 続 場 所 王寺町 丁目地内

3 引継ぎ物件

下水道管	φ	mm	L =	m
マンホール				
取付管	φ	mm		
公共汚水枳				
工事代金				円（税抜）

王寺町公共下水道管理者以外の者の行う工事に関する基準

(目 的)

第1条 この基準は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が宅地若しくは店舗の開発又はそれらの販売その他の事業を目的として既設の王寺町公共下水道の施設に接続する工事等の申請、承認及び引継ぎの手続きについて定める。

(事前協議)

第2条 前条の工事等を行おうとする者は、法令等に基づく許認可の申請を行う前に、公共下水道施設築造工事事前協議書（様式第1号）によりあらかじめ町長に協議しなければならない。

(申 請)

第3条 公共下水道の施設に関する工事等について、承認を受けようとする者は、公共下水道施設工事等承認申請書（様式第2号）に関係図書を添えて申し出なければならない。

(承 認)

第4条 前条の申請に対し、町長は次の各号の条件を附して承認し、文書により通知する。

- (1) 開発区域その他の事業内容は、前条による申請のとおりとする。
- (2) 公共下水道施設の排除方法は分流式とし、汚水と雨水を分離して排除する構造の施設とすること。
- (3) 事業区域内の排水設備についても前号と同様とする。
- (4) 申請者は、この承認に係るものを除くほか公共下水道施設工事等に伴って必要とする諸官公庁その他関係人の許可又は承認を受けること。
- (5) 申請者は、公共下水道施設工事等その他これに付随する行為により、他人又は他人の所有する土地若しくは工作物その他の物件に損失又は損害を与えた場合、また、地域住民等との間において補償その他の問題が生じた場合は

申請者の責任において誠意をもって補償又は賠償すること。

- (6) 事業区域から既設の王寺町公共下水道の施設に接続するまでの区間において申請者が布設する公共下水道施設については、当該施設に下水を排除することができる民家その他の建築物又は空地が存在する場合は、それらから排除される下水を流入することができる規模とし、王寺町公共下水道計画に沿うものであること。
- (7) 申請者が布設する公共下水道施設を既設の王寺町公共下水道の施設に固着するときは、本町係員の立会を求めること。
- (8) 既設の王寺町公共下水道の施設に固着する場合、その管理者の了解があるまで事業区域内の汚水を流入させないこと。
- (9) 公共下水道施設に関する工事及び事業区域内の排水設備工事については、日本下水道協会「下水道施設設計指針」、奈良県「下水道管渠工事設計指針」及び王寺町排水設備指針に基づいて設計施工することとし、細部については本町上下水道課と協議し、担当者の指示を受けること。

(着手届)

第5条 申請者は、公共下水道施設の工事に着手する予定の2週間前までに、公共下水道施設築造工事着手届（様式第3号）を本町上下水道課に提出することとし、そのさい第4条の承認書の写しを添付すること。

(竣工届)

第6条 申請者は、公共下水道施設の工事竣工後、速やかに公共下水道施設築造工事竣工届（様式第4号）を本町上下水道課に提出し、本町係員の竣工検査を受け、検査に不合格であった場合は速やかに補修し、再検査を受けること。

(引継ぎの時期)

第7条 申請者が布設した公共下水道施設は、前条の竣工届提出後1箇月以内に本町に引き継ぐものとする。ただし、それらを布設した道路が新設道路である場合は、本町道路管理者が町道と認定した時点で引き継ぐ。

(維持管理)

第8条 前条による引継ぎ後であっても、引継ぎを受けた公共下水道施設について本町がその供用開始を公示するまでの維持管理は、申請者が行うものとする。

(既存施設)

第9条 町内の開発団地で、地域污水处理施設等による下水の既処理団地についても各条項を準用する。

(引継ぎ申請)

第10条 申請者が第7条の引継ぎをしようとするときは、公共下水道引継ぎ書(様式第5号)を本町上下水道課へ提出すること。

(添付書類)

第11条 前条の引継ぎ書には次の各号に定める書類を添付すること。

- (1) 位置図、平面図、縦横断面図及び構造図の竣工図書
- (2) 工事写真一式
- (3) 開発行為許可書の写し、道路掘削及び占用許可書の写しその他の必要書類

(排水設備)

第12条 事業区域内の排水設備及び水洗便所の設置については、事前に排水設備等の計画に関する確認を受けなければならない。また、当該排水設備等の施工は、王寺町排水設備等工事指定工事店で行わなければならない。

- 2 申請者は、事業区域内の宅地、店舗その他の物件を販売するときは、文書によって買主に対し前項の規定を周知徹底し、その見本を本町上下水道課に提出すること。

(変更)

第13条 申請者の住所又は氏名(商号又は代表者を含む。)を変更したときは、直ちに本町上下水道課へ届け出ること。

- 2 事業区域、公共下水道施設の規模その他の申請内容を変更する場合は、あら

はじめ本町上下水道課の承認を受けること。

(費用負担)

第14条 申請者が布設する公共下水道施設については、王寺町公共下水道計画に沿うものとし、その詳細設計に要する費用は申請者において負担するものとする。また、その工事及びそれらと既設の王寺町公共下水道の施設と接続する工事に要する費用についても申請者において負担するものとする。

(瑕疵担保)

第15条 申請者は、新たに布設した公共下水道施設を本町へ引き継いだ日から1年の間その瑕疵を補修し、その瑕疵から生ずる損害について町長又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

2 申請者の責に帰することができない事由による瑕疵については、前項の責を負わないものとする。

(条件の不履行)

第16条 この基準に従わずに事業を行った申請者に対して、町長は必要な行政措置をとることができる。

(その他)

第17条 この基準に定めない事項又は疑義が生じた場合は、申請者と本町上下水道課で協議を行うものとする。

附 則

この基準は、平成12年10月1日から適用する。

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

この基準は、平成23年4月1日から適用する。